

生徒心得

前 文

この心得は、北海道小樽潮陵高等学校定時制課程の生徒として、礼儀を重んじ、自覚と責任を持ち、目標達成のため、健全で有意義な学校生活をおくるのに、欠くことのできない基本的諸項目を明示したものである。

本 則

1 校内生活の心得

- ① 来校者、職員、生徒相互間において挨拶を心がけること。
- ② 他人に迷惑となるような言動はしないこと。
- ③ 頭髮・服装は、華美にならず学校生活にふさわしいものとする。
- ④ 校舎使用については、定時制が使用している場所以外の立ち入りを禁止する。
- ⑤ 登校後は、放課後まで校舎内から外出しないこと。外出が必要なときは、必ずHR担任に申し出て許可を受けること。
- ⑥ 放課後の下校時間は、21時30分とする。生徒会活動や部活動などでやむをえず下校が遅れる場合は、担当教員の許可を受けること。さらに、保護者にも連絡すること。
- ⑦ 日常、必要以外の金銭を学校に持ってこないこと。やむをえず持参したときはHR担任に預けること。
- ⑧ 校内では指定の靴を上靴とすること。やむをえず指定以外の靴を履く場合は、HR担任に申し出て、生徒指導部の許可を受けること。学校のスリッパの使用は禁止とする。
- ⑨ 生徒玄関の個人ロッカーの使用は、清潔を保つこと。上下足の区別をはっきりつけること。
- ⑩ 校内で所持品などを紛失したり他人の物を拾得した場合は、HR担任又は生徒指導部の教員に届け出ること。
- ⑪ 校舎・校具を大切にし、校具の使用は、必ず担当教員の許可を受けること。過って破損した場合は直ちに届け出ること。
- ⑫ 校舎内を授業・生徒会活動・部活動・その他で使用した後は、必ず整理整頓・清掃をすること。
- ⑬ 校舎内での飲食は、指定された場所で行なうこと。
- ⑭ 校内で掲示・貼紙・陳列・配布・放送などを行なう場合は、あらかじめ学校の許可を受けること。また、許可・指定された場所に限ること。
- ⑮ 給食室では、給食でのマナーを守ること。
- ⑯ 家族のなかに不幸があったり、その他事故などがあったときは、必ずHR担任に連絡・相談すること。

2 校外生活の心得

- ① 休日・休暇・長期休業中における生徒集団だけで行なうキャンプ・海水浴・登山・旅行などは、あらかじめ保護者及び雇用主の承諾を受け、その計画書をHR担任を通じて、学校（生徒指導部）に届け出ること。
- ② 勤務先（アルバイト・パートを含）の決定・変更及び、現住所の変更があった場合は、HR担任に届け出ること。
- ③ 高校生には好ましくない主にアルコールを供する飲食店、パチンコ店など18才未満立ち入り禁止の場所には出入りしないこと。
- ④ 原則として、友人宅への外泊は禁止とする。
- ⑤ 特別な理由がない限り、午後10時までには帰宅すること。

3 校内外生活の心得

- ① 校内外を問わず、20才未満の喫煙・飲酒はしないこと。
- ② 有害な薬物の使用はしないこと。
- ③ 賭事はしないこと。
- ④ 理由の如何を問わず、暴力行為はしないこと。
- ⑤ 男女の交際は節度と品位あるものとし、誤解を招くことのないように注意すること。

4 アルバイトの心得

- ① アルバイトをする場合は、アルバイト届を提出すること。
- ② アルバイト先には本校に通学していることを必ず伝えること。
- ③ 学校生活に支障のないように就業すること。
- ④ 未成年の生徒が就業するには不適切なアルバイト先がある。アルバイト先の選定については保護者や担任とよく相談すること。
- ⑤ 小樽潮陵高校定時制の生徒として「自覚と責任」を持って就業すること。
- ⑥ アルバイトの継続については、必要に応じて保護者や担任と相談すること。
- ⑦ 上記の留意事項が守れない場合、特別な指導を受けることがあると理解すること。

5 その他

- ① 各種試験・考査においては、絶対に不正行為をしないこと。
- ② 学校行事や授業中は、携帯電話などの電源を切っておくこと。
- ③ 生徒会活動や学級活動、学校行事や部活動などに積極的に参加すること。

付則	平成17年	4月	1日	一部改正
	平成26年	3月19日		一部改正
	令和4年	4月	1日	一部（文言）改正
	令和5年	4月	1日	一部改正